

水力発電コンセッション導入に向けた取組状況について

平成30年 9月19日
企業局経営企画課

1 日野川第一発電所の検討状況

運転開始後50年を経過した日野川第一発電所について、更新整備に際しての課題や、概算整備費等を現在調査しているところであるが、このたび調査の中間的な整理を行った。その結果、詳細な事業費見積りに基づくVFM分析や運営権対価の試算等、引き続きの検討は必要だが、次のメリットがあることから、日野川第一発電所も小鹿第一、第二発電所及び春米発電所と同一公募とする方向で検討を進める。

(1) 課題の整理状況

発電所の現地建替の可否、現実的な設備改修方法の有無

河川法、土砂災害防止法等の法的制約はなく、現地での建替が可能

費用を抑えた現実的な設備改修方法が存在し、施工実績も確認

工事用道路の確保(W=4.0mの橋梁の架替の要否)

橋梁の耐荷重の安全性は確認できたことから、架替えは不要

FIT適用を前提とした改修可能性

現行FIT制度の適用期限(平成32年度)に間に合うスケジュールリングが可能

(2) 同一公募のメリット

・現在の有利なFIT制度を活用したリニューアルにより、再生可能エネルギーの長期安定的な確保が可能

・特別目的会社の設置や事業実施に関するアドバイザー費用等の資金コストの低減が可能

(3) 今後の対応

・日野川第一発電所を同一公募とした場合、改めてのマーケットサウンディングや同発電所に関するデューデリジェンス(資産・財務調査)等の作業が必要となることから、実施方針は、年明け公表のスケジュールで調整する。(PFI法に基づく実施方針に関する条例は11月議会での提案を予定)

実施方針以降の全体的なスケジュールは、約3ヶ月後ずれとなる見込み。

2 事業者ヒアリングの実施状況

(1) 実施目的 事業参加の取組状況確認、事業実施条件の妥当性判断や問題点の把握

(2) 実施対象 28社(うち県内7社、県外21社。6月8日の事業者説明会に参加し、ヒアリングへの協力が得られた社を対象に実施)

(4) 主なヒアリング事項

事業参加にあたってのチームアップの状況、それぞれの会社の関与内容

必要技術者の保有状況、確保に向けた対応状況

対象業務範囲の受け止め方

事業期間設定、オプション延長に対する受け止め方

日野川第一発電所を同一公募とした場合の受け止め方

リスク分担の考え方

(5) ヒアリングの結果

事業参加に向け、水力発電業務運営が可能なチームづくりが具体化していることが確認できた。(県内事業者と県外事業者によるチームづくりが確認できた。)

各社とも必要な技術者を確保に向けた検討がなされているが、技術者を保有していることを募集時点での参加資格要件としないことを求める意見が多かった。

ダム管理を含む業務について異論はなかったが、リスク分担と技術移転を求める意見が多かった。

運営権対価をより確保し易くする観点から、運営権設定期間について全ての施設の終期を合わせるのではなく、それぞれの施設ごとにFIT(固定価格買取制度)の適用期間一杯(20年)とすべきとの意見が多かった。運営権設定期間の延長オプションについては長期運営が可能となることから肯定的な意見が多かった。

日野川第一発電所を同一公募とすることでスケジューリングによってはF I T認定申請
手続等の余裕が少なくなるとの意見があったが、そうなるのであれば早急な詳細情報の
開示、スケジュールの確保を求める意見が多かった。

自然災害に対するリスク分担の精緻化を求める意見が多かった。

(ヒアリングを受けた今後の対応)

多くの者からの応募や競争性確保等の観点において、ヒアリング結果を適切に今後の実
施方針等作成に反映させる。

3 事業者募集に係る現時点での方向性

(1) 参加資格の主な観点

地元企業の幅広い参加、事業の競争性確保を重視し、応募段階での絞り込みの要件は極力
課さず次のようなものを基本として参加資格要件の検討を進める。

応募者の構成

- ・単独の事業者又は複数の事業者によって構成させるグループ(コンソーシアム)とす
る。

不適格事業者の排除

- ・一般競争入札参加の欠格要件に該当しない者であること。
- ・県から指名停止又は資格停止を受けていない者であること。

事業の安全性、确实性の担保

- ・発電事業(水力に限らない)の運営維持業務の実績を有する者であること又はその実
績を有する者が加わっているコンソーシアムであること。

公平性の確保

- ・アドバイザー業務受託者(協力者を含む)でないこと又は当該受託者がコンソーシ
アムに加わっていないこと。

(2) 選定の視点

次の点に照らして最も効率的かつ適切に発電施設の運営等を行うことができる者を選定す
る。

発電施設の運営等を安全かつ確実に実施することができること。

再生可能エネルギーの安定供給に資すること。

地域経済の発展に資すること。

(3) 選定方法

選定過程において提案内容の詳細な確認、交渉を行う競争的対話方式を予定していること
から一次審査で3社程度に絞り込みを行い、二次審査で競争的対話を通じて詳細に練られた
提案書に基づき最優秀提案者を選定する。。

(一次審査及び二次審査ともに、上記(2)の視点を基に有識者による審査会による評価
を得て(地元企業の関与度合いは参加資格ではなく加点評価して)選定する。)